富田林市立保育所民営化基本方針

～　多様な保育ニーズに応えるための新たな事業展開に向けて　～

平成 22 年 9 月

富　田　林　市

１．はじめに

全国的に見られる人口減少傾向は本市でも例外ではありませんが、少子化の影響などによる就学前児童数の急激な減少は、周辺市町村や類似団体と比較しても顕著です。（資料〔１〕・〔２〕）

しかし、女性の就労意欲の向上や、経済的な理由による共働き世帯の増大などにより保育サービスへの需要は年々高まっています。また、核家族化やひとり親世帯の増加、地域での交流が希薄化するなどの要因によって家庭や地域での子育て力が低下し、子育てに関する不安の高まりとともに育児知識や情報提供に関する要望も多く、子育てへの支援が重要な課題となっています。

一方で、市の財政は長引く不況の影響による税収入の減少や、歳出面では扶助費が増加するなど、次第に硬直化が進んでいます。そのため、人件費の削減など行財政改革に取り組むとともに、基金の取り崩しにより財源不足分を補填するなどして市政運営を続けていますが、この傾向は将来も続くものと想定されます。（資料〔３〕～〔７〕）

保育分野においても、平成 16 年度から公立保育所運営費が一般財源化され、本市の保育士配置基準や保育料の設定に起因する財政負担の問題とあいまって、市の財政運営に少なからず影響を与えています。

このような状況にあって、保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という２つの課題に対応するため、本市では学識経験者や保育機関、関係団体の代表者からなる「富田林市立保育所のあり方検討委員会」を平成 20 年 8 月に設置し、これからの公立保育所のあり方と施策展開についての検討を重ねてきました。

検討の過程では、保育所の運営に関してさまざまな意見が出されましたが、「子どもの最善の利益を追求すること」と「保育を要する子どもの保育を保障すること」を基本とすることが確認されました。

国の新保育所保育指針において、保育所には保護者や地域の子育てに対するさらなる支援が求められており、これに応えるためすべての保育所での幅広い取り組みと、公民が一体となった計画的な研修体制の確立、それぞれの特色を発揮し、時代が求めるニーズに合った保育体制の再構築が求められています。

公立保育所の民営化については、積極的に進めるべきであるという意見と、子育てはコストで図れるものでなく民営化には反対であるという意見がありましたが、効果的かつ効率的な運営のためには、公民の役割分担の観点から、社会福祉法人の民間活力を導入し、民営化を進めていく必要があるという提言をいただきました。

本方針は、「富田林市立保育所のあり方検討委員会」での議論と提言を尊重しながら、保育所運営費の一般財源化や税収入の激減への対応、新たな子育て支援策への取り組みと拡充を図るため、公立保育所への民間活力の導入に関する指針として策定しました。

２．本市における保育の状況

［１］保育所の設置状況

本市の認可保育所は、現在公立７園、民間７園の計 14 園が設置されており、民間保育所の設置者はすべて社会福祉法人です。公民あわせた入所定員は計 1,664 人で運用されています。（資料〔８〕・図〔１〕）

保育の実施主体は、児童福祉法により市が行うものと定められており、入所の受け付けや保育料の算定などは市の責任において実施しています。また、すべての認可保育所は、児童福祉法の規定により児童福祉施設最低基準を遵守する義務があり、保育内容も保育所保育指針に拠り実施されていることから、公立、民間とも認可保育所として一定の保育サービスが提供されていると言えます。

本市では、昭和 40 年代から 50 年代前半にかけて人口が急増したことから、保育ニーズに対応するために保育所を相次いで建設しました。こうして生まれた公立保育所ですが、建設から 40 年以上を経過した施設や、現在となっては立地条件がよくない保育所もあります。また、これまでも適切な維持管理に努めてきましたが、耐震基準の改正などもあり、一部は耐震性に不安のある施設も存在します。

［２］保育サービスの状況

平成 22 年４月における入所児童数は、公立保育所 820 人、民間保育所 755 人の計 1,575 人です。年度当初の待機児童は、平成 18 年に梅の里保育園が開設されて以降、解消されましたが、年度末には若干の待機状態が生じる状況が見られます。（資料〔11〕）

全国的な人口動態と同様に、本市でも平成 15 年前後を頂点に人口減少が続いていますが、特に就学前児童数は、平成 15 年４月に 7,795 人であったのが、平成 22 年４月には 5,310 人と、７年間で３割以上減少しています。この状況は他の自治体と比べても高い減少率ですが、保育所への入所児童数はほぼ同じ人数で推移しています。これは、本市において保育ニーズが、ますます高まっていることが要因であると考えられます。

保育時間については、全園が基本的に午前 7 時から午後 7 時まで行っていますが、ふれんど保育園では午後 8 時までの延長保育を実施しています。また、子育てを支援する多様なニーズに応えるため、一時保育や特定保育 (1)、休日保育、病後児保育、子育て支援センター事業 (2) などの特別保育事業も実施しています。（資料〔13〕）

今後も多様化する保育需要に対応するために、これらの事業の拡充や新たなサービスの展開についても検討する必要があると考えられます。

---

(1) 週２～３日程度、あるいは午前か午後のみといった保育サービスの利用形態

(2) 育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、ベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、在宅保育を行う保護者への支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業。

［３］実施体制

保育にあたる職員は、児童数やその年齢等にあわせて定められた配置基準に基づいて配置されています。さらに、障がいのある子どもを担当する保育士や、特別保育に関わる保育士なども配置されています。

その人数は、公立保育所が 170 人（うち正職員 107 人、嘱託、アルバイト等の非正規職員 63 人）、民間保育所では 155 人（うち正職員 131 人、非正規職員 24 人）となっています。

職員 1 人あたりの園児数を比較すると、公立保育所が 4.82 人であるのに対して民間保育所では 4.87 人で、公立と民間の差はほとんどない状態です。（資料〔16〕）

平成 18 年の梅の里保育園など、平成に入ってから民間保育所 4 園が開設されたこともあり、職員の年齢や経験年数では、公立保育所よりも民間保育所の方が比較的若い世代の職員が多く、経験年数は少ない傾向が見られます。（資料〔17〕）

［４］運営経費

保育所の運営経費は、公立と民間合わせて平成 21 年度で約 22 億 7 千万円となる見込みです。

これらの経費には、保護者からの保育料、国や府からの負担金、補助金が充てられていますが、市の一般財源からの支出が最も多く、総額の約 53.8%を占めています。

児童一人あたりの運営経費を比較すると、平成 21 年度の場合で公立保育所が約 13.7 万円であるのに対し民間保育所が約 8.7 万円と大きな開きがありますが、保育士の平均年齢の差や経験年数などに原因があると考えられます。（資料〔18〕）

３．民営化の目的

少子高齢社会において、女性の社会進出や就労支援などを図りながら、次代の社会基盤を担っていく子どもたちを育成していくことは、市に課せられた重要な責務です。

その責任を果たしていくために必要な子育て支援の充実や新たな保育サービス、保育所施設の改修や整備は大きな課題であり、その解決に向けて、厳しい財政状況の中で限られた財源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要です。

そこで、認可保育所としてのサービスを実施する公立保育所と民間保育所との間に大きなコスト差が生じている現状や、これまでの民間保育所における保育サービス提供の実績から、公立保育所の一部を民営化し、公と民との役割分担を明確化した上で、地域で求められる保育ニーズに迅速かつ柔軟な対応を図ることが最も有効であると考えます。

民間活力の導入によって、財源の効率的運用と人材の有効活用が可能となります。

また、公立保育所を地域の子育て支援のネットワークの中心と位置付け、時代のニーズに合致した保育体制を再構築し、在宅で子育てを行う家庭への支援を充実するととも

に、公立保育所と民間保育所が一体となって市全体の保育水準を高めていくことを目指します。

４．民営化の方法

［１］民営化の進め方

公立保育所を民営化する方法には、保育所の設置及び運営主体を民間に移行する「民設民営」方式と、運営主体のみを民間に移管する「公設民営」方式が考えられます。

民間活力導入の先行事例では、設置主体を市のままとし運営を指定管理方式で委託する「公設民営」方式も見られますが、この手法の場合は、施設の設置者が「公」であることから施設運営の面で国・府からの財政支援に制限があります。また、運営主体が数年で交代した場合に、保育の継続性に支障をきたす可能性があります。

そのため、本市における民営化の手法は、「民設民営」方式が望ましいと考えます。

［２］移管後の運営主体

これまで、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた認可保育所の運営は、国の規制緩和により、株式会社、学校法人、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）等にも参入が認められています。しかし、社会福祉法人以外による保育所の運営では、施設整備等に関する国等の補助に制限があることや、認可保育所の運営実績や移管後の保育の継続性などから、移管後の運営主体は、現在、保育所の運営を行っている社会福祉法人とします。

［３］用地、建物、設備等の取り扱い

民間事業者の独立性や市の財政的効果を考えると、民営化する保育所の用地や施設は有償での譲渡もしくは貸与が望ましいと考えられます。しかし、この初期段階での負担は、新たな運営主体にとって将来の安定性、継続性に大きな影響を与えます。

そのため、事業者の負担を軽減し、民営化をはかる公立保育所からの事業の継続性をできるだけ確保するために、用地は無償貸与を基本とします。

また、建物や施設備品等については現有設備を引き続き使用する場合は無償で譲渡するものとします。

［４］事業者の選定

移管先としてふさわしい事業者を確保するため、事業者は公募により募集することが望ましいと考えます。選定にあたっては、対応できる保育サービスの内容など、利用者からの視点や各分野の専門的な意見も含めた総合的な判断が必要です。

そのため、公益性、事業の継続性、保育方針や推進体制、資金計画や経営状況等に関

する選定基準を定めた上で、専門的知識を有する学識経験者や保護者などで構成する選定組織を設置して客観的な審査を行うものとします。

［５］保護者等の不安解消

民営化する保育所に入所している児童やその保護者は、保育にあたる職員の変更に不安を感じると考えられます。その不安を解消し円滑に移行するために、移管先となる事業者の決定から民営化までの間に十分な期間を確保し、移管の前後にそれぞれ１年程度の引継ぎ期間を設けるなど、新旧職員での合同保育を実施します。また、公立保育所に勤務する非常勤職員の雇用について、移管先となる事業者に要請します。

さらに、原則として民営化に関する情報を公開するとともに、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保し、理解を得られるよう努めます。

５．保育所の選択と役割

［１］保育所の選択方針

民営化の対象とする保育所は、公と民それぞれの保育所がその機能と役割を十分に発揮できるよう考慮して選択する必要があります。

公立保育所が地域に密着した子育て支援のネットワークの中心としての役割を果たしていくためには、住民の生活圏域や人口分布に応じた均衡ある配置が望ましく、今後の地域開発の動向も配慮しておく必要があります。

そのため、市域を大きく北部、南東部、金剛、金剛東の４地域に分割し（下図）、それぞれ１か所の公立保育所を、子育て支援のネットワークの中心施設と位置付けます。

［２］民営化する公立保育所

みどり保育園は、中心市街地の比較的利便性が高い地域に位置しており、民営化後の健全な経営が見込まれる立地環境にありますが、建物の老朽化が相当進んでおり、入所児童の安全を考えると、早急な施設の更新が必要です。公立保育所は国の補助対象となりにくい現状から、民間活力の導入を図った上で、近隣用地において建て替えることとします。

これ以降も、先行して民営化された保育所の状況、施設や立地の状況、今後の就学前児童数の推移なども考慮し、保育所の選択と計画的な

民営化を進めます。

［３］公立保育所の役割

存続する公立保育所は、地域における多様な保育ニーズの把握、民間保育所や子育てに関連する機関、施設との連携を進めながら、子育て支援のネットワークの中心施設として位置付けます。

また、地域の身近な拠点として子育て家庭を支え、育児不安や悩みの解消に努めるとともに、障がいを持つ子どもなどきめ細やかな対応を必要とする保育の先駆的な役割を担っていくこととします。

６．事業の移管

［１］移管計画の策定

民営化に際しては、新事業者への移管を円滑に行うため、市と事業者、保護者で組織する「市立保育所の民営化に係る三者協議会（仮称）」を設け、具体的な移管計画を策定します。

また、保育所での保育水準を維持向上させるとともに、保護者の不安を軽減するため、移管計画の中に市と事業者間で継続する事項や拡充する保育サービスを明文化し、市との協定に基づく移管後の履行を事業者に義務付けることとします。

［２］移管後の協議

市は、移管計画どおりに保育サービスが展開されているか、随時進行管理を行うものとします。また、担当行政庁による指導監査の他、財政運営面のチェックにも努めます。

移管後も保護者、移管先の事業者、市との信頼関係を確保するため、引き続き「市立保育所の民営化に係る三者協議会（仮称）」において定期的な協議を行い、移管に伴う問題が生じた場合には互いに協力し解決にあたることとします。

［３］移管後の保育の質の向上

移管後も、すべての子どもの最善の利益を追求し、安心して子どもを育てられる環境を作り出していくためには、公立保育所も民間保育所もその保育の質の維持、向上に努めなければなりません。そのためには、保育にあたる職員の質の確保と向上が最も重要な要素となることから、合同での職員研修の拡充や保育に関する研究、職場におけるＯＪＴ(3)の推進などを通じて、継続的なキャリア形成ができる環境と体制を構築するために、さらなる民間保育所への支援に努めます。

(3) On-the-Job Training の略。職場内で行われる研修手法のひとつで、上司や先輩から部下や後輩に対して、具体的な仕事を通じ、仕事に必要な知識や技術、態度などを意図的、計画的、継続的に指導し修得させることを言います。

７．新たな事業展開に向けて

この基本方針は、子どもの最善の利益を守り、誰もが安心して子どもを生み育てられる環境づくりを目差して策定したものです。

引き続き厳しい財政状況が見込まれますが、子どもの健全な育成を目指した豊かな保育事業を進めていくために、市では効率的な財政運営のもとで、特に次の点に留意して事業を推進します。

１）公立保育所と民間保育所の連携

既存の民間保育所と新たに民営化された保育所、引き続き市が運営を行う公立保育所が、互いの特性を生かしながら多様な保育ニーズに応えるサービスを展開します。

また、地域ごとに子育て支援を推進していく体制を構築していきます。

２）円滑な移行

子どもや保護者の不安を解消するために、民営化する保育所の環境変化が最小限となるように、合同保育の実施や職員の共同研修などを行い円滑な移行を進めます。

３）情報の公開

民営化を進めるにあたっては、情報の公開はもとより、保護者や地域住民の意見などにも耳を傾け、より良い信頼関係を築きながら円滑な移行を推進します。

４）保育の質の向上

公立保育所は地域における子育て支援のネットワークの中心として位置づけることから、保育にかかわる職員の資質向上に努めるとともに、市全体の保育の質を高めるために、公民一体となった研修体制を構築します。

また、保育所や職員による自己評価や、保育や経営等に関する専門家・機関による外部からの客観的な評価（第三者評価）を実施します。

資　料　編

資料〔１〕　就学前人口の推移

（各年度４月１日現在　単位：人）

年齢	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
5 歳	1,369	1,382	1,320	1,239	1,135	1,144	982	968
4 歳	1,405	1,328	1,247	1,129	1,162	989	970	948
3 歳	1,355	1,260	1,141	1,158	986	993	948	886
2 歳	1,296	1,177	1,173	995	1,009	942	888	877
1 歳	1,206	1,198	1,012	1,029	948	894	869	820
0 歳	1,164	1,011	1,015	941	879	848	799	809
就学前計	7,795	7,356	6,908	6,491	6,119	5,810	5,456	5,310
全人口	126,337	125,674	124,902	123,971	123,391	122,500	121,497	120,673

参考：奈良県橿原市（類似団体Ⅲ－3）の就学前人口推移

就学前計	7,780	7,608	7,393	7,172	7,075	6,886	6,765	6,637
全人口	125,678	125,964	125,533	125,728	125,608	125,515	125,454	125,605

資料〔２〕　年齢階層別将来推計人口

（国立社会保障・人口問題研究所平成 20 年作成・単位：人）

年齢	H17 国調	H22 推計	3 末人口	H27 推計	H32 推計	H37 推計	H42 推計	H47 推計
0～4 歳	5,292	4,469	4,342	3,669	3,195	2,953	2,812	2,572
5～9 歳	6,654	5,107	5,429	4,344	3,566	3,105	2,870	2,733
10～14歳	7,198	6,705	6,793	5,148	4,380	3,597	3,133	2,897
15～19歳	7,961	7,563	7,356	6,977	5,389	4,589	3,779	3,301
20～24歳	7,572	7,731	7,138	7,441	6,866	5,303	4,517	3,734
25～29歳	7,085	6,480	6,230	6,863	6,621	6,116	4,719	4,028
30～34歳	8,790	6,412	6,737	5,961	6,318	6,097	5,629	4,343
35～39歳	8,472	8,307	8,761	6,115	5,686	6,026	5,814	5,365
40～44歳	8,580	8,224	8,342	8,102	5,961	5,543	5,876	5,669
45～49歳	7,578	8,260	8,256	7,966	7,848	5,772	5,368	5,693
50～54歳	8,295	7,363	7,439	8,055	7,777	7,664	5,634	5,242
55～59歳	10,041	7,999	8,267	7,126	7,812	7,554	7,448	5,475
60～64歳	8,557	9,628	9,601	7,688	6,859	7,540	7,309	7,214
65～69歳	7,231	8,224	8,181	9,283	7,422	6,635	7,317	7,118
70～74歳	5,759	6,762	6,620	7,735	8,782	7,036	6,312	6,992
75～79歳	4,088	5,147	5,103	6,095	7,028	8,043	6,461	5,826
80～84歳	2,465	3,403	3,285	4,348	5,203	6,067	7,032	5,673
85 歳～	2,217	2,969	2,793	4,126	5,557	7,050	8,611	10,340
合計	123,837	120,753	120,673	117,043	112,272	106,689	100,642	94,214

資料〔３〕　富田林市の財政状況（決算ベース）

（単位：千円・H21 は見込み）

区分	H17	H18	H19	H20	H21
歳入総額	34, 229, 849	33, 560, 887	34, 498, 826	35, 725, 548	37, 903, 126
歳出総額	33, 634, 320	33, 084, 784	33, 999, 278	33, 521, 444	37, 453, 069
歳入歳出差引額	595, 529	476, 103	499, 548	2, 204, 104	450, 057
翌年度へ繰り越すべき財源	167, 726	40, 477	57, 126	1, 843, 944	84, 897
実質収支	427, 803	435, 626	442, 422	360, 160	365, 160
単年度収支	21, 718	7, 823	6, 796	▲ 82, 262	5, 000

※20 年度の翌年度に繰り越すべき財源や 21 年度の歳入・歳出総額が急増しているのは、主に定額給付金の支給に伴うものである

資料〔４〕　年度別歳入の内訳

（単位：千円・H21 は見込み）

	H17	H18	H19	H20	H21
歳入総額	34, 229, 849	33, 560, 887	34, 498, 826	35, 725, 548	37, 903, 126
(1)地方税	13, 685, 069	13, 691, 123	14, 691, 938	14, 507, 050	13, 886, 085
(2)地方譲与税	740, 438	1, 024, 552	290, 887	280, 333	255, 035
(3)利子割交付金	127, 205	97, 012	126, 897	112, 071	94, 862
(4)配当割交付金	69, 493	100, 621	112, 274	44, 108	35, 590
(5)株式譲渡割交付金	86, 540	79, 402	68, 629	15, 600	16, 472
(6)地方消費税交付金	1, 039, 739	1, 065, 621	1, 040, 006	974, 617	1, 028, 878
(7)ゴルフ場利用税交付金	47, 777	46, 492	50, 617	49, 019	47, 557
(8)自動車取得税交付金	298, 374	293, 106	250, 481	232, 846	129, 272
(9)地方特例交付金	541, 359	434, 051	124, 635	219, 682	219, 459
(10)地方交付税	5, 121, 236	4, 945, 805	5, 016, 597	5, 036, 334	5, 299, 994
(11)交通安全対策特別交付金	25, 203	26, 269	25, 363	22, 995	23, 426
(12)分担金及び負担金	480, 495	462, 305	468, 033	475, 479	496, 718
(13)使用料	817, 523	776, 697	720, 605	698, 213	700, 458
(14)手数料	299, 951	268, 632	260, 527	250, 759	260, 948
(15)国庫支出金	4, 407, 133	4, 091, 391	4, 203, 963	6, 375, 677	5, 519, 889
(16)府支出金	1, 592, 520	1, 724, 994	1, 974, 613	1, 958, 240	2, 069, 849
(17)財産収入	7, 022	25, 561	29, 714	46, 509	88, 884
(18)寄附金	686	6, 265	2, 125	7, 284	21, 543
(19)繰入金	1, 096, 865	754, 491	1, 529, 278	1, 138, 748	894, 858
(20)繰越金	416, 350	595, 529	476, 103	499, 548	2, 204, 104
(21)諸収入	1, 615, 771	1, 506, 568	1, 757, 151	1, 501, 364	2, 187, 339
(22)地方債	1, 713, 100	1, 544, 400	1, 278, 390	1, 279, 072	2, 421, 906

資料〔５〕　地方債及び積立金残高の状況

（単位：千円・H21 は見込み）

区分		H17	H18	H19	H20	H21
地方債現在高		24,147,141	23,983,468	23,475,943	22,860,592	23,373,309
積立金現在高		9,830,474	9,361,784	8,417,588	7,571,957	7,177,458
	うち財政調整基金	3,879,857	3,881,950	3,884,117	3,836,687	3,846,747
	うち特定目的基金	5,950,617	5,479,834	4,533,471	3,735,270	3,330,711
標準財政規模		20,293,097	20,563,246	20,595,986	21,587,434	21,791,041

資料〔６〕　年度別歳出の内訳

（単位：千円・H21 は見込み）

			H17	H18	H19	H20	H21
歳出総額			33,634,320	33,084,784	33,999,278	33,521,444	37,453,069
(1)義務的経費			17,565,533	17,477,755	18,033,861	17,736,427	18,010,417
	人件費		8,345,826	8,002,479	8,238,695	7,650,418	7,432,838
	扶助費		7,025,328	7,312,854	7,576,018	7,781,341	8,279,629
	公債費		2,194,379	2,162,422	2,219,148	2,304,668	2,297,950
(2)物件費			4,859,148	5,006,352	5,021,489	4,770,973	4,825,574
(3)維持補修費			309,141	299,967	302,544	308,256	315,253
(4)補助費等			3,026,317	2,575,895	2,583,773	3,215,322	4,391,548
(5)積立金			424,657	285,801	585,082	263,841	484,553
(6)投資及び出資金貸付金			1,175,400	1,168,980	1,166,990	1,153,791	1,567,605
(7)繰出金			4,166,233	4,085,033	4,401,361	3,672,208	4,418,078
(8)前年度繰り上げ充用金			0	0	0	0	0
(9)投資的経費			2,107,891	2,185,001	1,904,178	2,400,626	3,440,041
	うち普通建設事業費		2,107,891	2,177,361	1,816,412	2,378,213	3,427,241
		うち補助事業費	719,708	688,101	600,251	1,083,580	1,422,423
		うち単独事業費	1,388,183	1,489,260	1,216,161	1,294,633	2,004,818
	うち災害復旧事業費		0	7,640	87,766	22,413	12,800

資料〔７〕　市税収入と主な性質別経費の将来予測　　（単位：千円・H21 は見込み）

	H21 決算見込	H22 予測	H23 予測	H24 予測	H25 予測	H26 予測
市税収入額	13,886,085	13,747,000	13,522,000	13,364,000	13,415,000	13,534,000

人件費	7,432,838	6,896,000	6,746,000	7,107,000	6,996,000	7,142,000
扶助費	8,279,629	9,803,000	9,999,000	10,199,000	10,352,000	10,507,000
公債費	2,297,950	2,340,000	2,157,000	2,267,000	2,267,000	2,267,000
繰出金	4,418,078	4,581,000	4,662,000	4,722,000	4,861,000	5,005,000
投資的経費	3,440,041	2,308,000	1,751,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
物件費	4,825,574	4,926,000	5,001,000	5,001,000	5,001,000	5,001,000
補助費等	4,391,548	2,525,000	2,525,000	2,525,000	2,525,000	2,525,000

［財政用語解説］

○実質収支

歳入と歳出の差額から翌年に繰り越す財源を除いた額で、地方公共団体の純剰余または純損失を意味し、財政運営の状況を判断するポイントとなります。

○単年度収支

それぞれの年度における実質収支の増減額を表すものです。

単年度収支　＝　当該年度の実質収支　－　前年度の実質収支

単年度収支が黒字ということは新たな剰余が生じたことを意味し、単年度収支が赤字ということは過去の剰余金が赤字分だけ減少したことを意味します。

○義務的経費

歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいい、極めて硬直性の強い経費です。一般に、人件費、扶助費および公債費の合計をいいます。

人件費：議員報酬や特別職、一般職員の給与、手当、負担金等

扶助費：生活保護法などの法律または自治体独自の施策により実施する各種扶助の額

公債費：自治体が借り入れた地方債の元利償還金や一時借入金の利子

○物件費

消費的性質の経費で、備品、消耗品、光熱水費、委託料、使用料等がある。

○維持補修費

自治体が管理する道路や河川など、公共施設等の効用を保全するための経費

○補助費等

報償費や役務費のうち保険料、補償補てんや負担金、補助金などに要する経費

○積立金

計画的な財政運営を行うため、年度間の財政変動に備えて積み立てる経費

○投資及び出資金貸付金

自治体が財産を有利に運用する為の手段として、国債や地方債を取得する際に要する経費および、他人等に貸与される経費

○繰出金

一般会計と特別会計、特別会計間相互において、予算の相互運用のために支出される経費

○投資的経費

道路、河川、学校、住宅等の行政水準の向上に直接寄与し、その支出効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出する経費

資料〔８〕　認可保育所の設置状況　（入所児童数は 22 年 4 月 1 日現在）

保育所名		定員	入所児童数	開設年度	備考
公立保育所	みどり保育園	240 人	144 人	昭和 43 年	定員 147 人で運用
	富田林保育園	60 人	53 人	昭和 33 年	
	彼方保育園	90 人	102 人	昭和 35 年	
	大伴保育園	100 人	84 人	昭和 42 年	
	若葉保育園	90 人	101 人	昭和 44 年	
	金剛保育園	240 人	226 人	昭和 44 年	
	金剛東保育園	90 人	110 人	平成 5 年	
	公立計	910 人	820 人		
民間保育所	菊水保育園	120 人	76 人	昭和 46 年	
	葛城保育園	150 人	145 人	昭和 48 年	
	常徳保育園	120 人	137 人	昭和 53 年	
	富貴の里保育園	150 人	157 人	平成 11 年	
	ともっち保育園	35 人	39 人	平成 13 年	
	ふれんど保育園	89 人	99 人	平成 13 年	
	梅の里保育園	90 人	102 人	平成 18 年	
	民間計	754 人	755 人		
合計		1,664 人	1,575 人		

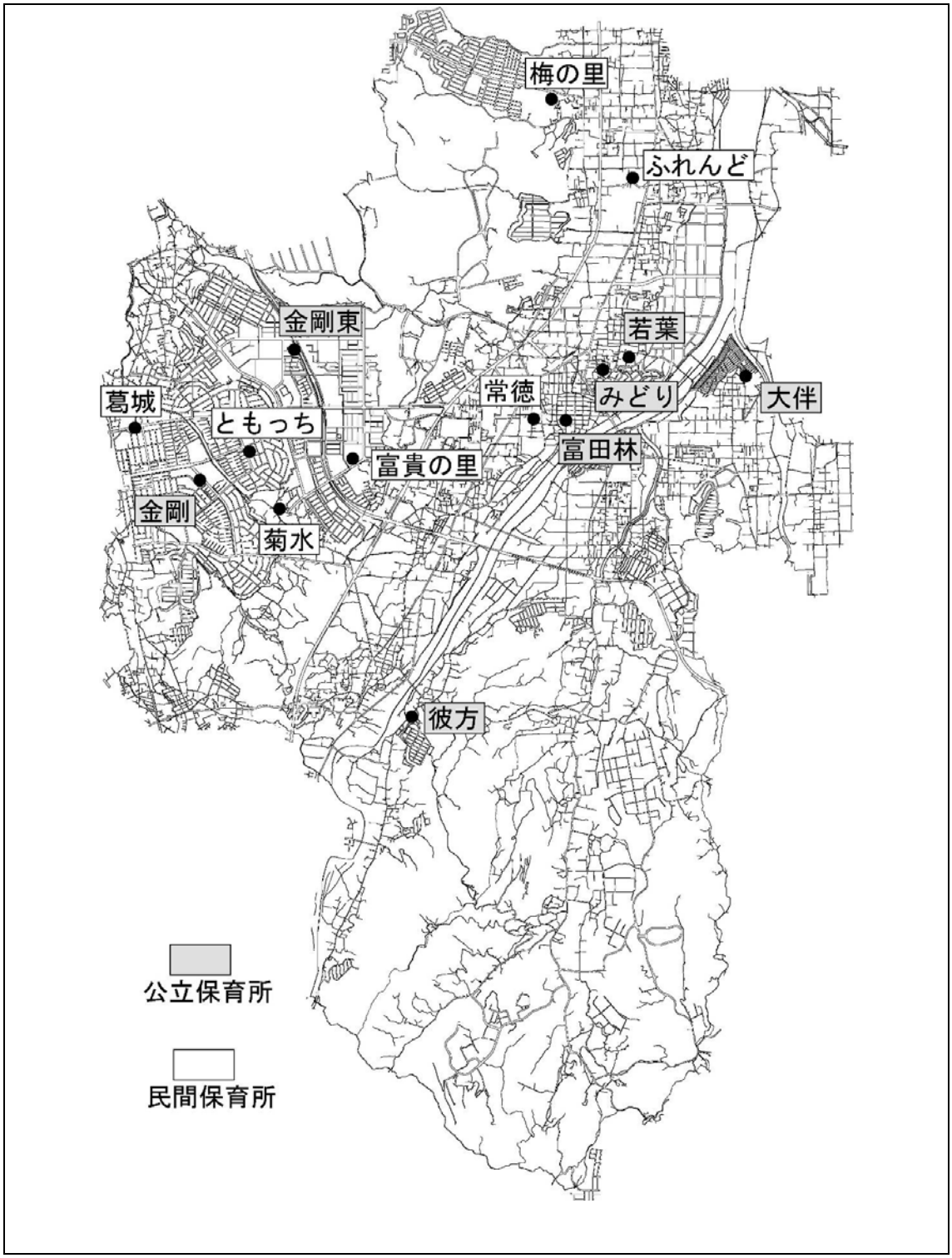

図〔１〕　市内認可保育所位置図

資料〔９〕　保育所施設の構造・面積

（単位：㎡）

保育所名		構造	敷地面積	建築面積	延床面積	屋外遊戯場
公立保育所	みどり保育園	軽量鉄骨コンクリート造　2F	3,134.20	1,149.32	1,617.57	1,074.22
	富田林保育園	鉄骨造　2F	771.30	352.70	541.30	262.30
	彼方保育園	鉄骨造　平屋	2,770.00	736.57	736.57	650.00
	大伴保育園	鉄骨造　平屋	1,835.00	686.18	686.18	624.37
	若葉保育園	鉄骨造　平屋	3,130.70	995.85	995.85	825.00
	金剛保育園	鉄骨造・鉄筋コンクリート造　2F	3,507.88	1,285.50	1,731.00	781.12
	金剛東保育園	鉄筋コンクリート造　平屋	2,400.06	907.36	995.44	730.00
民間保育所	菊水保育園	鉄筋コンクリート造　2F	1,778.00	376.32	786.82	591.57
	葛城保育園	鉄筋コンクリート造　2F	2,353.45	633.48	1,268.90	1,080.75
	常徳保育園	鉄筋コンクリート造　2F	1,706.71	378.98	738.15	580.68
	富貴の里保育園	鉄筋コンクリート造　2F	2,000.51	895.21	1,201.15	567.83
	ともっち保育園	軽量鉄骨・鉄骨造　2F	491.60	195.92	378.11	84.27
	ふれんど保育園	鉄骨造　2F	1,346.52	508.38	923.12	378.26
	梅の里保育園	鉄筋コンクリート造　2F	1,262.42	446.65	1,018.18	346.50

資料〔10〕　公立保育所の建築年

	建物用途	建築年	年数	面積 ㎡	施設改修等
みどり保育園	北側２階建	昭和 43 年	42	690	
	乳児室	昭和 45 年	40	335	
	ほふく室、一部２階建	昭和 47 年	38	592	
富田林保育園	全施設	平成２年	20	541	
彼方保育園	ホール、5 歳児保育室	昭和 46 年	39	130	
	事務室	昭和 56 年	29	39	
	2,3,4 歳児保育室	昭和 45 年以前	40	187	
	調理室、乳幼児室	平成 13 年	9	381	
大伴保育園	事務室、3,4,5 歳児保育室	昭和 42 年	43	450	昭和 58 年大規模改修
	2 歳児保育室、ほふく室	昭和 47 年	38	170	昭和 58 年大規模改修
	乳児室	平成４年	18	66	
若葉保育園	東側園舎	昭和 44 年	41	445	平成 15 年耐震改修
	遊戯室、0,1 歳児保育室	平成 15 年	7	479	
	一時保育室	平成 15 年	7	71	
金剛保育園	西側園舎、事務室	昭和 44 年	41	525	
	東側園舎、遊戯室	平成 14 年	8	1,206	
金剛東保育園	全施設	平成５年	17	995	

資料〔11〕　保育所入所児童数の推移

（各年度４月１日現在　管外委託・受託を含む）

年度	入所児童数	待機児数	年度	入所児童数	待機児数
H15	1,567 人	40 人	H19	1,564 人	0 人
H16	1,536 人	37 人	H20	1,565 人	0 人
H17	1,542 人	32 人	H21	1,605 人	0 人
H18	1,541 人	0 人	H22	1,595 人	0 人

資料〔12〕　一時保育の利用状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
若葉保育園	2,051 人	2,184 人	2,131 人	2,154 人	2,114 人	1,440 人	1,171 人
富貴の里保育園	1,577 人	1,656 人	1,688 人	1,860 人	1,344 人	1,360 人	1,253 人
梅の里保育園				1,398 人	1,908 人	1,508 人	771 人
計	3,628 人	3,840 人	3,819 人	5,412 人	5,366 人	4,308 人	3,195 人

資料〔13〕　保育サービスの展開状況

	一時保育	子育て支援センター事業	休日保育	病後児保育	障がい児保育	特定保育
みどり保育園					○	
富田林保育園					○	
彼方保育園					○	
大伴保育園					○	
若葉保育園	○				○	
金剛保育園					○	
金剛東保育園					○	
菊水保育園					○	
葛城保育園					○	
常徳保育園					○	
富貴の里保育園	○	○			○	
ともっち保育園					○	
ふれんど保育園					○	○
梅の里保育園	○	○	○	○	○	

資料〔14〕　子育て支援センター事業の利用状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
富貴の里保育園	1,617 人	1,817 人	1,520 人	2,591 人	2,844 人	3,458 人	3,801 人
梅の里保育園				1,225 人	1,071 人	1,175 人	2,071 人
計	1,617 人	1,817 人	1,520 人	3,816 人	3,915 人	4,633 人	5,872 人

資料〔15〕　休日保育・病後児保育・特定保育の利用状況

	種類	H18	H19	H20	H21
梅の里保育園	休日保育	38 人	79 人	119 人	170 人
	病後児保育	32 人	71 人	63 人	94 人
ふれんど保育園	特定保育		154 人	263 人	225 人

資料〔16〕　保育士の状況

（22 年 4 月 1 日現在）

		入所児童数	正規職員	非正規職員	計
公立	配置人数	820 人	107 人	63 人	170 人
	保育士１人あたり児童数		7.66 人	13.01 人	4.82 人
民間	配置人数	755 人	131 人	24 人	155 人
	保育士１人あたり児童数		5.76 人	31.45 人	4.87 人

※延長保育に従事する非正規職員は除く

資料〔17〕　保育士の年齢・経験年数

（22 年 4 月 1 日現在）

年齢	公立保育所		民間保育所		経験年数	公立保育所		民間保育所	
	人	%	人	%		人	%	人	%
20 歳代	38	38.0	73	58.9	4 年以下	25	25.0	72	58.1
30 歳代	41	41.0	27	21.8	5～9 年	24	24.0	28	22.6
40 歳代	14	14.0	15	12.1	10～14 年	11	11.0	12	9.7
50 歳代	7	7.0	7	5.6	15～19 年	22	22.0	7	5.6
60 歳代	0	0.0	2	1.6	20～24 年	10	10.0	3	2.4
70 歳代	0	0.0	0	0	25 年以上	8	8.0	2	1.6
合計	100	100.0	124	100.0	合計	100	100.0	124	100.0
平均（才）	33.7	－	30.4	－	平均（年）	12.8	－	5.2	－

※施設長・臨時職員を除く。また、民間の経験年数は当該保育所での年数である

資料〔18〕　保育所運営経費（平成 21 年度見込み）

区分		公立保育所	民間保育所	合計
Ｓ：入所児童数（延数）		10,374 人	9,789 人	20,163 人
Ａ：入所児童数（月平均）		865 人	816 人	1,681 人
Ｂ：運営経費		1,419,700,068 円	854,948,163 円	2,274,648,231 円
Ｃ：保育料調定額		150,053,975 円	152,997,725 円	303,051,700 円
Ｄ：国基準による支弁額		663,073,550 円	719,799,430 円	1,382,872,980 円
Ｅ：国基準による徴収金		249,167,640 円	247,380,110 円	496,547,750 円
負担金	Ｆ：国　（Ｄ－Ｅ）／２	206,952,955 円	236,209,660 円	443,162,615 円
	Ｇ：府　（Ｄ－Ｅ）／４	103,476,478 円	118,104,830 円	221,581,308 円
	Ｈ：小計　（Ｆ＋Ｇ）	310,429,433 円	354,314,490 円	664,743,923 円
Ｉ：府補助金		9,674,527 円	47,607,000 円	57,281,527 円
Ｊ：その他（受託運営費等）		25,308,570 円	0 円	25,308,570 円
Ｋ：市負担額　（Ｂ－Ｃ－Ｈ－Ｉ－Ｊ）		924,233,563 円	300,028,948 円	1,224,262,511 円
児童１人あたりの運営経費　（Ｂ／Ｓ）		136,852 円	87,338 円	112,813 円

※公立保育所にかかる負担金は平成 17 年度以降一般財源化されたため、表では交付税算定上の金額を計上

資料〔19〕　保育所運営経費の推移

（単位：万円、％・H21 は見込み）

	国負担金	府負担金	補助金	調定額	その他	市歳出	総経費	内公立	内民間
H13	37,275	18,637	6,362	22,487	1,753	170,417	256,931	180,537	76,394
比率	14.51	7.25	2.48	8.75	0.68	66.33	100.00	70.27	29.73
H14	37,726	18,863	6,924	21,854	2,016	162,559	249,942	176,234	73,708
比率	15.09	7.55	2.77	8.74	0.81	65.04	100.00	70.51	29.49
H15	39,276	19,638	6,774	22,464	2,560	158,060	248,772	177,143	71,629
比率	15.79	7.89	2.72	9.03	1.03	63.54	100.00	71.21	28.79
H16	19,921	9,960	7,653	21,561	2,656	178,295	240,046	168,651	71,395
比率	8.30	4.15	3.19	8.98	1.11	74.28	100.00	70.26	29.74
H17	20,315	10,157	4,067	23,237	2,459	175,710	235,945	162,596	73,349
比率	8.61	4.30	1.72	9.85	1.04	74.47	100.00	68.91	31.09
H18	21,675	10,838	5,015	23,100	2,261	171,490	234,379	156,055	78,324
比率	9.25	4.62	2.14	9.86	0.96	73.17	100.00	66.58	33.42
H19	21,497	10,748	5,496	24,089	2,305	168,937	233,072	152,861	80,211
比率	9.22	4.61	2.36	10.34	0.99	72.48	100.00	65.59	34.41
H20	22,366	11,183	4,963	27,883	2,379	159,038	227,812	146,667	81,146
比率	9.82	4.91	2.18	12.24	1.04	69.81	100.00	64.38	35.62
H21	23,621	11,810	5,728	30,305	2,531	153,470	227,465	141,970	85,495
比率	10.38	5.19	2.52	13.32	1.11	67.47	100.00	62.41	37.59

資料〔20〕　地域別人口・就学前児童および要保育児童数　　（22年4月1日現在・単位：人）

	人口	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	要保育児数	率（%）
北　部	34,714	230	249	277	266	274	300	1,596	558	34.96
東南部	35,670	204	224	227	237	283	276	1,451	423	29.15
金　剛	27,237	228	193	213	229	205	207	1,275	372	29.18
金剛東	23,040	147	154	160	154	186	185	986	235	23.83
合　計	120,661	809	820	877	886	948	968	5,308	1,588	29.92